

## 新居浜工業高等専門学校における旧姓使用取扱要項

平成13年12月3日要項第7号

(趣旨)

第1条 新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）における旧姓使用の取扱いについては、この要項の定めるところによる。

(旧姓使用の範囲)

第2条 旧姓を使用することができる文書等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 職員が個人として作成、提出する文書（原稿執筆、通勤届、扶養親族届、住居届、単身赴任届、身上調書、兼業申請書、児童手当関係文書、公務災害補償関係文書、私事渡航関係文書、旅行申請書、出張復命書、公用車使用願、公務員宿舍関係文書、授業変更届）
- (2) 職員が職務として自身の名をもって作成する文書（原議書、通知文等の公文書）
- (3) 職員について組織上作成する文書（座席表、職員録、電話番号表、人事異動通知書、身分証明書、永年勤続表彰関係文書、出勤簿、休暇簿、研修簿、勤務時間関係文書、国有財産監守者及び同補助者指定関係文書、授業時間割表、シラバス、学級担任一覧表、クラブ顧問一覧表、当直割当表）
- (4) その他（職場における呼称）

(旧姓使用の申出)

第3条 旧姓の使用を希望する者は、別紙第1号様式の「旧姓使用申出書」を校長に提出するものとする。

(旧姓の使用)

第4条 旧姓を使用する者（以下「旧姓使用者」という。）は、前条の届出に基づく戸籍上の氏と旧姓についての総務課人事係における当該者の同一性確認の後、旧姓を使用することができる。

- 2 旧姓使用者は、第2条に定める文書等については、原則として旧姓のみを使用するものとする。ただし、併記を認められた場合は、戸籍上の氏と旧姓を併記することができる。

(旧姓使用中止の届出)

第5条 旧姓使用者が旧姓の使用を中止する場合は、別紙第2号様式の「旧姓使用中止届」を校長に提出するものとする。

- 2 前項の「旧姓使用中止届」を提出した者は、届出後は戸籍上の氏を使用するものとする。

(人事記録への記載)

第6条 旧姓使用については、使用開始年月日及び使用中止年月日を人事記録に記載するものとする。

(周知)

第7条 次の各号の一に該当する場合は、掲示その他の方法により学内に周知するものとする。

- (1) 旧姓使用者が自身の旧姓使用について周知を希望する場合
- (2) 旧姓使用中止届を提出した者が自身の戸籍上の氏使用について周知を希望する場合

附 則

この要項は、平成13年12月3日から施行し、平成13年10月1日から適用する。

旧 姓 使 用 申 出 書

平成 年 月 日

新居浜工業高等専門学校長 殿

所 属  
職 名  
氏 名

印

下記のとおり旧姓を使用したいので申し出ます。

記

1 使用する旧姓

2 戸籍上の氏

3 戸籍上の変更年月日 年 月 日

旧 姓 使 用 中 止 届

平成 年 月 日

新居浜工業高等専門学校長 殿

所 属  
職 名  
氏 名

印

下記のとおり旧姓の使用を中止しますので申し出ます。

記

- 1 中止する旧姓
- 2 使用する戸籍上の氏